

○ふじみ衛生組合会計年度任用職員の 条件付採用期間の延長等に関する規 則

(令和2年3月31日)
(規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第7項の規定により読み替えて適用する同法第22条の規定に基づき、同法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の条件付採用期間の延長等に関し必要な事項を定めるものとする。

(正式採用の日)

第2条 職員の採用は、条件付採用の期間終了前に管理者が特別の措置をしないかぎり、その期間の終了した日の翌日において、正式採用されたこととなる。

(条件付採用期間の延長)

第3条 職員が条件付採用期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長し、また職員としての適格性を評定し難い理由があると認められる場合は、その期間を延長する措置をとることができる。ただし、当該職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。